

松伏町告示第92号

令和4年度の財政事情について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び松伏町財政事情の公表に関する条例（昭和53年松伏町条例第18号）第2条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月1日

松伏町長 鈴木 勝

財政事情の公表

1 財政方針

我が国の経済情勢は、内閣府の発表によると、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されていますが、世界的な金融引締め等が続き、今後も物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があると見込まれています。

このような社会情勢の下、令和4年度における財政状況については、町税において、納税者の利便性の向上を図るとともに積極的な滞納処分を行い、自主財源の確保に努めた結果、増額となりました。一方、国庫支出金については、循環型社会形成推進交付金等が減額となりましたが、町全体の歳入としては若干の増額となる見込みです。歳出については、防災倉庫整備事業、非常用電源整備事業、みんなで応援商品券事業等に係る経費により増額となりましたが、国の補助制度を積極的に活用した事業を実施し、最少の経費で最大の効果が上がるよう努めました。

今後も、世界情勢の影響に注視するとともに、「松伏町第5次総合振興計画」に基づき、各種施策に取り組み、町民ニーズを的確に捉え、真に必要な事業を選択し、「各世代が笑顔あふれるまちづくり」の実現を目指してまいります。